

高等学校における地域との連携に関する研究
－学習指導要領の分析から－

黒 光 貴 峰

(2007年10月23日 受理)

Cooperation between High School and Community
- Analysis based on the Curriculum -

KUROMITSU Takamine

Abstract

This report describes how high schools perceive their surrounding communities, with a view to improving school education on community concerns. We base our analysis on official education policy and on National Curriculum Guidelines.

Five aspects are highlighted.

1. Cooperation between high school and community based on educational policy.
2. Description of the course of study.
3. Community studies in school education.
4. Cooperation between high school and community in various foreign countries.
5. Community from an academic viewpoint.

Keywords : high school, community, course of study

Ⅰ. 問題の所在と研究方法

生活者¹⁾が自分の住む地域と関わりを持つことは、人と人との新たなつながりをもたらし¹⁾、日常生活の充実感や関心を高め²⁾(注2)、地域の価値、自然、文化への愛着や誇りを生み出す³⁾(注3)ことにつながっている。しかし、戦後の経済成長に伴う社会環境の変化は、生活者をとりまく環境を大きく変化させた。2004年に内閣府が行なった「国民生活選好度調査」では、国民の3人に2人は近所づきあいをしておらず、NPOやボランティアなど地域の活動に参加している人の割合も1割程度に過ぎないと報告されている⁴⁾。今日では、個人のプライバシーの意識の高まりと重なって、自分たちが住んでいる地域への意識、関心が低下している。

地域への意識および関心が低下している要因は、2点考えられる。1点目は、地域社会の中で互いに協力して解決してきた生活上の問題や冠婚葬祭などの行事が、行政や商業サービスによる専門機関に代替されたため、近隣関係への依存の必要性が低下したことである。それにより、文化や知識の伝承は行なう必要がなくなり、地域社会の中で行われていた人と人とのつながりは薄れていった。生活者が、自分たちの住む地域に対し関心や愛着を持ち続けるためには、その地域の人たちと触れ合うことが重要である。例えば、文部科学省における「地域の教育力の充実に向けた実態・意識調査注4)」では、地域の人たちとの触れ合いが多い子どもほど積極的な地域活動を希望しており、日常生活の満足感も高く、地域活動への関心が高いと報告されている⁵⁾。今後は、地域に対し、関心や愛着を持つための機会や場を設けていく必要がある。

2点目は、日本人の住まい・住環境、地域に対する意識が低いことである。それらの意識を高めるための場として、学校・地域・家庭の三者があげられる。しかし、地域社会における子どもの成長過程からみると、小学校の高学年が最も強く地域と関わりを持っているのに対し、中・高校生になるにしたがい関わりは希薄になり、地域活動への関心も低くなっている⁶⁾。また、内閣府における「青少年の生活と意識に関する基本調査」では、自分たちが住む地域の大人たちとの共同行動についてみた場合、中学生以上になると、大人たちと一緒に何かがすることが少なくなり、あわせて、大人たちと共同行動を希望する者も少なくなっていると報告されている⁷⁾。今日の地域社会の現状は、幼児期から継続して持つべき地域との関わりが、青少年期においてあまり持たれていないという問題点が浮かび上がる。

地域社会の中で地域との関わりがあまり持たれていない状況である高校生は、学校教育の中で関わりを持つ必要性が大きい。高校生は、将来、地域を担っていく人材であり、これから活動する地域も広範囲になってくる。そのため、今後、生活圏以外での新しいコミュニティを確立していく必要も生じてくる。このことから、発達段階に応じた地域との関わりを、学校教育段階で途切れることなく積極的に行なっていくべきであると言える。

以上のような問題意識から本報では、学校教育、特に高等学校（以下、高校と略す）において、より良い学校と地域との連携を構築していくための課題を明確にすることを目的としている。研究

の視点は、①教育政策の動向、②「地域」の教育的な位置づけ、③学校と地域との連携の必要性や課題、である。研究方法は、①については、中央教育審議会の答申を基に、②については、学校教育の指針である学習指導要領の分析（表1）、および学校教育で行なわれている地域学習を基に、③については、諸外国の連携事例、および学術的にみた「地域」の捉え方を基に分析し、検討した。

表1. 対象とした学習指導要領

年度 ^{注)}	学習指導要領名	学校段階
昭和22年度	学習指導要領一般編(試案) 〃 家庭科編(試案) 〃 家庭編(中等学校第四、五学年用)(試案)	小中 小中 中
昭和23年度	学習指導要領家庭編(高等学校用)(試案)	高
昭和24年度	学習指導要領家庭科編高等学校用	高
昭和26年度	学習指導要領一般編(試案)改訂版 中学校学習指導要領職業・家庭科編(試案)改訂版	小中高 中
昭和31年度	小学校学習指導要領家庭科編 高等学校学習指導要領一般編改訂版 〃 家庭科編改訂版	小 高 高
昭和32年度	中学校学習指導要領 職業・家庭科編改訂版 〃 一般編改訂版(昭和32年12月再訂版)	中 高
昭和33年度	高等学校学習指導要領一般編改訂版	高
昭和35年度	高等学校学習指導要領(昭和35年10月施行)	高
昭和43年度	小学校学習指導要領(昭和46年4月施行)	小
昭和44年度	中学校学習指導要領(昭和47年4月施行)	中
昭和45年度	高等学校学習指導要領(昭和48年4月施行)	高
昭和52年度	小学校学習指導要領(昭和55年4月施行) 中学校学習指導要領(昭和56年4月施行)	小 中
昭和53年度	高等学校学習指導要領(昭和57年4月施行)	高
平成元年度	小学校学習指導要領(平成4年4月施行) 中学校学習指導要領(平成5年4月施行) 高等学校学習指導要領(平成6年4月施行) 幼稚園教育要領(平成2年4月施行)	小 中 高 幼
平成10年度	小学校学習指導要領(平成14年4月施行) 中学校学習指導要領(平成14年4月施行) 高等学校学習指導要領(平成15年4月施行)	小 中 高

注)年度は、指導要領の名称欄に施行年月が書かれたものは告示年度、それ以外は発表年度で分けている

Ⅱ. 結果

1. 教育政策からみた学校と地域の連携

近年、学校教育でも地域と連携する動きがみられ、連携を推進する方針である「開かれた学校」の答申が出された。この構想が、最初に打ち出されたのは、1987年の臨時教育審議会の第3次答申であり、「家庭、学校、地域がそれぞれの役割を踏まえつつ連携し、三者一体となって子どもを育てるための環境を作ることが重要な意義をもつ⁸⁾」と指摘された。そして、この臨時教育審議会の答申を引き継ぎ、さらに、強調されたのが1996年の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」である。そこでは、これからの学校の在り方として、「家庭や地域社会との連携を進め、家庭や地域社会とともに子ども達を育成する開かれた学校となる⁹⁾」ことが求められた。さらに、1998年の第3次答申「今後の地方教育行政の在り方」によって、地域社会と連携して教育活動を行っていくため、①公開と外部の取り入れ、②地域の教育力と人材活用、③地域社会の拠点、などの具体的内容が示された¹⁰⁾。それらの答申によって、学校と地域社会の連携の必要性は強くなり、施策、制度、実践などの具体的行動がそれぞれの場で期待されている。教育政策においては、地域学習の重視、地域の人材や施設などの教育資源の活用が求められている¹¹⁾が、連携方法や内容、積極性は、各学校によって様々であり、違いがみられる。

2. 学習指導要領の記述内容について（下線は原文）

1) 高校の学習指導要領：総則における「地域」に関する記述について

高校の学習指導要領総則で「地域」の用語がみられる箇所は、15箇所である（表2）。従来の学習指導要領（平成元年）に比べ、現行の学習指導要領は、小・中学校・高校ともに「地域」を使用する数が増えている。これは、現行から創設された総合的な学習の時間のねらいや配慮する事項の記述の中に使用されているからである（表3）。

表2. 新旧学習指導要領総則での「地域」数

	旧学習指導要領(平成元年)	学習指導要領(現行)
教育段階	「地域」数	「地域」数
小学校	5	13
中学校	4	10
高校	9	15

表3. 高校学習指導要領（現行）総則での「地域」の表記

高等学校	総則	
第1款 教育課程編成の一般方針	各学校について	地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達段階及び特性等を十分考慮する。 地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにする。
	学校における体育・健康に関する指導	家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。
第2款 各教科・科目及び単位数等	学校設定科目	地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するように科目以外の科目を設けることができる。
	学校設定教科	学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、教科以外の普通教育又は専門教育に関する教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。
第4款 総合的な学習の時間	地域や学校、生徒の実態に応じて、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする。 地域や学校の特色、生徒の特性等に応じて学習活動を行うものとする。グループ学習や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。	
第6款 教育課程の編成・実施 職業教育に関して 配慮すべき事項	普通科において	地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。
	学校において	地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、就業体験の機会の確保について配慮するものとする。
	開かれた学校づくりを進めるため	地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、高等学校間や中学校、盲学校、聾学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに、生涯のある幼児児童生徒や高齢者等との交流の機会を設けること。

現行の高校学習指導要領では、「地域」は、第1款：教育課程の一般方針、第2款：各教科・科目及び単位数等、第4款：総合的な学習の時間、第6款：教育課程の編成・実施の中にみられる。その表記は、「地域」と単独で使われる場合と、「地域社会」と地域と社会を複合して使われる場合がある。「地域」単独で使用される場合は、「地域の実態に応じて」、「地域の特色を活かす」、「地域の人々の協力」、「地域の教材を活用する」、また、「地域社会」の場合は、「地域社会と連携して」といった表記がみられる。学習指導要領の改訂に伴い新設された総合的な学習の時間については、「地域や学校、生徒の実態等に応じて教育活動を行なう」としており、地域、学校、生徒の状況に応じた適切な指導が各学校に委ねられている。それらの解説を高校学習指導要領解説からみると、「学校の置かれている地域には、都市、農村、山村、漁村など生活条件や環境の違いがあり、それぞれの特徴を持っている。地域社会の現状、実態を総合的に検討して的確に把握することが必要である」、また、「地域の人的・物的環境を生かし、教育活動を計画することが必要である」と解説されている（表4）。解説では、「地域や学校の実態に応じて」、「地域社会との連携を図りながら」ということが強調されているだけであり、「地域」とは何かを示されていない。

表4. 高校学習指導要領解説 総則編での「地域」の説明

高等学校学習指導要領解説総則編p70-71から引用	
地域の実態	<p>学校は<u>地域社会</u>を離れては存在し得ないものであり、生徒は家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長している。学校の置かれている<u>地域</u>には、都市、農村、山村、漁村など生活条件や環境の違いがあり、産業、経済、文化等にそれぞれの特徴を持っている。このような学校を取り巻く<u>地域社会</u>の実態を十分考慮して教育課程を編成することが大切である。とりわけ、学校の教育目標や指導内容の選択に当たっては、<u>地域</u>の実態を考慮することが大切である。</p> <p>そのためには、<u>地域社会</u>の現状はもちろんのこと、歴史的背景や将来への展望など、広く社会の変化に注目しながら<u>地域社会</u>の実態を総合的に検討して的確に把握することが必要である。その際には、経済、社会の進展に伴う<u>地域社会</u>の変化などについても十分留意する必要がある。また、<u>地域</u>の人的・物的環境（近隣の学校、社会教育施設、生徒の学習に協力することのできる人材等）を生かし、教育活動を計画することが必要である。</p> <p>なお、学校に於ける教育活動が学校の教育目標に沿って円滑かつ効果的に展開されるためには、家庭や<u>地域社会</u>と学校との連携を密にすることが必要である。すなわち、学校の教育方針や特色ある教育活動の取り組み、生徒の状況などを家庭や<u>地域社会</u>に説明し、理解を求め協力を得ること、学校が家庭や<u>地域社会</u>からの要望にこたえることが大切であり、このような観点から、家庭や<u>地域社会</u>との積極的な連携を図り、相互の意思の疎通を図って、それを教育課程の編成、実施に生かしていくことが大切である。</p>

文部科学省高校学習指導要領解説 総則編(p70-71)抜粋

「地域」という言葉が学習指導要領の中で使われはじめたのは、最も初期の学習指導要領「新制高校の教科課程に関する件（昭和22年）」の序章である。その序章の中では、「教育がその目標に達するように学習の指導をしようとするれば、わが国の一般社会、ならびにその学校のある地域の社会の特性を知る」ことや、「児童の生活は地域地域によって多かれ少なかれ違ったものを持っている。だから教師各位は、その地域の児童の生活の実情について知る」こと、「教育をその現場の地域の社会に即し、児童に即して、適切なものにして行く」こと、「豊かな方法を地域に即し、学校に即し、児童に即して研究しなくてはならない」ことが明記されている。学習指導要領の中で「地域」が意識され使われた背景としては、以下のように書かれている。

学習指導案：「新制高校の教科課程に関する件（昭和22年）」

序論：1. なぜこの書はつくられたか、から抜粋

これまでの教育では、その内容を中央できめると、それをどなたでも、どんな児童にも一様にあてはめて行こうとした。だからどうしてもいわゆる画一的になって、教育の実際の場での創意や工夫がなされる余地がなかった。このようなことは、教育の実際にいろいろな不合理をもたらし、教育の生気をそぐようなことになった。

以上のような背景を踏まえ、学習指導要領では、「地域の社会の特性を見る」ことや、「教育をその現場の地域の社会に即す」ことが明記されており、その意識の流れが現在の学習指導要領にも受け継がれている。

2) 高校の学習指導要領：各教科（普通教育）における「地域」に関する記述について

各教科における地域の表記数は、表5の通りである。従来の学習指導要領（平成元年）と比べると、「地域」という表記が各教科にも広く使われている。

表5. 新旧学習指導要領各教科（普通教育）での「地域」数

教科	旧学習指導要領(平成元年) 「地域」数	学習指導要領(現行) 「地域」数
国語	0	0
地理歴史	116	126
理科	0	1
外国語	0	0
家庭	1	10
保健体育	3	7
芸術	8	13

各教科の中で、教科の目標に「地域」という言葉が使われている教科に注目した（表6）。教科の目標に、「地域」が表記されている科目は、「地理歴史」、「家庭」である。「地理歴史」では、「地域的特色についての認識を深める」という表記がされている。

家庭科では現行の学習指導要領において、「家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる」という目標に改訂され、家庭生活にとどまらず地域の生活にも目を向け、広く社会との関連において家庭生活の質的向上を図ろうとする積極的な実践的態度の育成を目指している。

表6. 学習指導要領の各教科（普通教育）の目標

各教科	目標	
	旧学習指導要領(平成元年)	学習指導要領(現行)
国語	国語を的確に理解し適切に表現する能力を身に付けさせるとともに、思考力を伸ばし心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。	国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力を伸ばし心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。
地理歴史	我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の <u>地域</u> 的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生きる民主的、平和的な国家・社会の一員として必要な自覚と資質を養う。	我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の <u>地域</u> 的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生きる民主的、平和的な国家・社会の一員として必要な自覚と資質を養う。
理科	自然の事物・現象に関する観察、実験や自然環境についての調査などを通して自然に対する総合的な見方や考え方を養うとともに自然の事物・現象についての理解を図り、人間と自然とのかかわりについて認識させる。	自然に対する関心や探究心を高め、観察、実験などを行い、科学的に探究する能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な自然観を育成する。
外国語	外国語を理解し、外国語で表現する能力を養い、外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、言語や文化に対する関心を高め、国際理解を深める。	外国語を通じて言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り情報や相手の意向などを理解したり自分の考えなどを表現したりする実践的コミュニケーション能力を養う。
家庭	家庭生活の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、家庭生活の意義を理解させるとともに、家庭生活及び関連する職業に必要な能力と主体的、実践的な態度を育てる。	人間の健全な発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して家庭や <u>地域</u> の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。
保健体育	健康・安全や運動についての理解と運動の合理的な実践を通して、計画的に運動をする習慣を育てるとともに、健康の増進と体力の向上を図り、明るく豊かで活力のある生活を営む態度を育てる。	心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって計画的に運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。
芸術	芸術的な能力を伸ばし、美に対する感性を高めるとともに、生涯にわたって芸術を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う。	芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、豊かな情操を養う。

3) 高校学習指導要領家庭における「地域」に関する記述について

(1) 現行の学習指導要領

高校の家庭科における学習指導要領改訂の性格的な特徴として2点あげられる。1点目は、従前までは女子のみ必修であったが、男女が協力して家庭を築いていくことや、生活に必要な知識と技術を習得させるなどの観点から、男女ともに必修の教科になった。

2点目は、教科目標で、「地域」ということが意識されたことである。「家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる」という一文が加えられ、「地域」ということが意識されたことである。従来、家庭科は、家庭生活ということに重点をおいていたが、改訂に伴い、家庭・地域社会との連携を踏まえつつ、学校における学習と家庭や社会における実践との結びつきに留意することを、改善の基本方針として、男女が協力して家庭や地域の生活を創造する能力の育成を改訂の要点としている（表7）。内容では、特に「人の一生と家族・福祉」、「高齢者の生活と福祉」のところで、「高齢者の自立生活を支えるために家族や地域及び社会の果たす役割が重要であることを認識させる」ということが目的とされ、取扱いにおいて、学校や地域の実態等に応じて、乳幼児や高齢者との触れ合いや交流など実践的な活動を取り入れるよう努めるよう求められている。

表7. 家庭科の教科目標および取扱いについて

目標	家庭基礎		
	人の一生と家族・福祉	家庭総合 高齢者の生活と福祉	生活技術 人の一生と家族・福祉
内容	人間の健全な発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して家庭や <u>地域</u> の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。	高齢者の心身の特徴と生活及び高齢者の福祉などについて理解させ、高齢者の自立生活を支えるために家族や <u>地域</u> 及び社会の果たす役割が重要であることを認識させる。	高齢者の心身の特徴と生活及び高齢者の福祉などについて理解させ、高齢者の自立生活を支えるために家族や <u>地域</u> 及び社会の果たす役割が重要であることを認識させる。 住生活の設計とインテリアデザイン：家族の生活と住居 住居の機能、家族の生活と住空間及び住環境と <u>地域</u> 社会について理解させ、快適な住生活と周囲の環境や <u>地域</u> 社会とのかかわりについて考えさせる。
取扱い	『人の一生と家族・福祉』の「乳幼児の発達と保育・福祉」及び「高齢者の生活と福祉」については、学校や <u>地域</u> の実態等に応じて、学校家庭クラブ活動等との関連を図り、幼稚園や保育所等の乳幼児、近隣の小学校の低学年の児童等との触れ合いや交流の機会をもつよう努めること。	『子どもの発達と保育・福祉』については、学校や <u>地域</u> の実態等に応じて、学校家庭クラブ活動等との関連を図り、乳幼児や高齢者との触れ合いや交流の機会をもつよう努めること。	『人の一生と家族・福祉』の「乳幼児の発達と保育・福祉」及び「高齢者の生活と福祉」については、学校や <u>地域</u> の実態等に応じて、学校家庭クラブ活動等との関連を図り、乳幼児や高齢者との触れ合いや交流などの実践的な活動を取り入れるよう努めること。

(2)家庭科の学習指導要領変遷からみた「地域」

家庭科の学習指導要領の「地域」の取扱いは、日本家庭科教育学会が、2001年度に「家庭科カリキュラムの研究」のなかで報告を行っている。その報告では、これまでの家庭科の学習指導要領における「地域」に関する記述がまとめられており、それを参考に従来から現行の学習指導要領の分析を行なった。

1947年版学習指導要領家庭科編（試案）では、「地域」の明記はみられないが、次のような原文がみられる。この原文をみると、「地域」ではなく、「地方」という表現を用いており、地方の特殊な環境を考慮に入れて単元計画および内容を立てるように指示している。しかし、地方の特殊な環境を考慮に入れることを指示したのであって、家庭生活と地域の関係に関する内容を求めたものではない¹²。

1947年版度：学習指導要領家庭科編（試案）第3章：指導内容から抜粋

「教師は、地方地方の特殊な環境を考慮に入れて、更により計画を立て新しい単元を作るようにしてほしい」

続いて、1951年版学習指導要領職業・家庭科編（試案）では、地域社会に着目した教育計画例が示された。原文では、「農村男子向き」、「都市工業地域向き」、「都市商業地域向き」、「漁村男子向き」、「漁村女子向き」、「商業女子向き」のように、職業・家庭科の教育内容は、性別と地域別に性格が異なるものであるとし、地域社会の必要と学校や生徒の事情によって特色をもつものであるとしている。この学習指導要領により、地域社会に着目した教育計画案を示したことが特徴としてあげられている¹³。

1951年度：学習指導要領職業・家庭科編（試案）

第1章：職業・家庭科の性格と目標、第1節：職業・家庭科の性格と目標から抜粋

「職業・家庭科の教育内容は、地域社会の必要と学校や生徒の事情によって特色をもつものである。これは都市・農村というような地域の違い、また、その都市や農村の課題の違い、性別・個性・環境・進路というような生徒の事情、大きい学校、小さい学校、施設のよい学校、悪い学校というような学校の事情に応じて、選ばれる教育内容が違うということである。すなわち、同じく機械について学ぶ場合でも、都市では工作機械が使われ、農村では農業機械が使われ、女子は裁縫機械によって機械の構造や能率を理解するのが最も自然である。また、都市においては、農村と同じような栽培や飼育をこの教科の内容として取り入れることはできないし、また、その必要もない。反対に農村においては、栽培や飼育の仕事が多くなり、工作や記帳・計算などを都市と同じように取り入れるわけにはいかない。そうして、一般に、女子については裁縫・調理や衛生保育などが多くなり、その他の部分が少なくなるのである。このような地域差、個人差はどの教科についてもいえるのであるが、この教科は特に教育内容を生活の実際から組み立て、それを実践させるところをねらっているので、他の教科とは比較にならないほどその違いが著しいのである」

1956年版中学校学習指導要領職業・家庭科編において、地域・性別を問わず、全ての生徒に共通に学習する項目として示され、「地域」をただ単に地域の实情に寄り添う対象から、個人・家庭・社会の生活の向上と関連づけてとらえ改善すべき対象として捉える萌芽を内包していた。狭い地域主義に陥りやすいという批判をとらえた結果、個人・家庭・地域の関係を分析的かつ総合的にとらえようとする構成が試みられている¹⁴。

その後の1958年版学習指導要領以降、家庭科的な内容は女子を対象としたものへと変質し、その教育的内容は家事処理の技能に傾斜していき、学習指導要領には「地域」を付した明記はほとんど消滅する。1977年版学習指導要領第2章各教科第8節において、指導計画の作成と内容の取り扱いにあたり、「地域や学校の実態」を考慮することが求められている程度に過ぎない¹⁵。

1989年版学習指導要領は、「多様性」、「特性」、「個性を生かす」ことを教育課程編成の機軸にすえ、新たな教育内容として「情報化」や「国際化」に対応する事柄が導入された経緯があり、家庭科の改訂についても当然この枠内におかれていた。1987年の教育課程審議会答申を受けて、家庭科は従来の「女子向き」教育から「家庭を取り巻く環境や社会の変化に対応する能力育成」のための教育に変化し、学習指導要領全体の特徴である「実践・体験」重視は、家庭科においても一層の充実を図ることが求められた¹⁶。

(3)教科書からみる高校家庭科の現状

学習指導要領に基づいて作成される教材として教科書があげられる。その教科書について、入手可能な平成15年度検定済み高校「家庭基礎」、「家庭総合」6社11種類の教科書を分析した。各出版社の教科書から、各領域における地域との関わり方についての記述を分析した結果、各教科書では、以下のような例がみられる（表8）。

表8. 各教科書の地域との関わり

領域	地域との関わり
保育	近所の子ども、町で出会った子どもを観察する 保育所や幼稚園のパンフレットを集めて、それぞれの施設の特徴を比較 あなたの住む地域の子育てに関する取組みについて調べる 地域の中で子どもと触れ合える場所を見つける 新聞やパンフレットから子ども新聞の作成を行う NPOなどの組織や活動内容について調べる 地域の子どものための施設について調べる 課題研究：保育所や幼稚園に行き子どもたちと関わってみよう 子どもと触れ合う体験をしよう 公園の利用者調べ 子育て体験者にインタビューしてみよう
高齢者	身近な高齢者へのインタビュー シニア体験 わが町の介護マップ：自分の住んでいる地域の地図をつくる ボランティアセンターへの訪問 自分の住む地域の人口構造などを調べてみよう 身近な高齢者と交流を深め、地域の伝統的なことを学ぼう あなたの住む地域では、高齢者についてどのような問題が起こっているのか調べよう 課題研究：身近な高齢者に会ってインタビューしてみよう 高齢者へのインタビュー あなたの暮らしている地域の高齢人口割合や一人暮らしの比率を調べよう 福祉のサービスの内容を調べ近隣の市町村と比較しよう 高齢者から生活の歴史を聞き取りしよう 地域の高齢者のための施設について調べる 高齢者にインタビューしてみよう
住居	あなたのまちはどんなまち？地域活動に参加してみる 自分のまちについて調べよう、話し合おう あなたの住むまちを点検してみよう あなた自身の生活のなかで心がける課題を見つけてみよう 生活関連施設調べ 自分の家から徒歩15分(半径1km)の範囲にどのような生活関連施設があるか調べる 自分たちの通学する高校を中心に、これらの施設の実際の配置状況を調べよう 調べた結果を地図に書き入れていくと、生活と福祉に関わる社会福祉マップの作成 地域の公共施設をしらべよう

3. 諸外国の事例

学校と地域の連携について国際的な動向をみると、国立教育研究所では、平成6年から10年度まで5ヵ年にわたってヨーロッパ、アメリカ、東アジア、東南アジア、オセアニアなど18カ国の学校と地域社会との連携について調査を行っている¹⁷⁾。学校と地域との連携の必要性が認識された背景には、社会の変化の中で必要とされる学力が変容し、学力の形成の場としての学校と周囲の社会との関係が変化したことがあげられる。即ち、①学校で習得する内容と、現実の社会で必要とされる能力がかみ合うようにするためには、学校と学校以外の地域社会諸機関の連絡が必要であると考えられたからである。また、②社会の変化の中で、学校教育が失敗する例が多く見られるようになり、そのような失敗の解決が学校の取り組みだけでは、不可能であるという意識が強くなってきたため、学校内外の問題を総合的に捉え、学校と学校以外の地域社会の諸機関とが協力すべきであると考えられるようになったからである。学校と地域の連携の問題は、学校教育の直面する諸問題を克服する手段として認識されており、世界的な規模で重要な課題となっている¹⁸⁾。

しかし、各国のおかれている状況は、学校および地域社会ともに大きく異なっているため、横断的な比較検討は行われていない。また、日本への導入に向けても、教育カリキュラムなどが異なるため、直接導入には至っていないが、近年、参考にされたものもみられる。例えば、ドイツにおける「事実教授¹⁹⁾」といわれる地域社会における子どもの体験に基づいた学習¹⁹⁾は、日本の生活科導入の参考とされた。

また、学校建築プランは、スウェーデンの事例が参考とされた。スウェーデンでは、1970年代から団地造成にあたり、教育・文化・福祉・社会の諸機関の連携が考えられてきた。そして、これらの機関を“1つ屋根の下に”統合した教育建築プログラム(PEB)が奨励されており、OECD加盟国からも教育建造物プロジェクトのモデル事例として紹介されている²⁰⁾。

4. 学術的にみた「地域」の捉え方

「地域」という言葉は、本来、「区切られたある範囲の土地」、「一定の特徴をもった空間の領域」という意味である(表9)。学術的にみると、「地域」とは環境・景観・空間などと並ぶ地理学の基本概念の1つとされており、「地域」という言葉は2つの捉え方に分けられる²¹⁾。1つは、ある特定の区域が同じような性質を持っている地域で、均質地域または、均等地域である。もう1つは、様々に異なった部分が中心的存在によって統一されている結節地域または、統一地域である(表10)。教育界で「地域」という言葉が使われるようになったのは戦後であるが、今日では範囲や領域だけでなく、自然、社会、文化など、様々な意味を含み使用されている。例えば、磯部²²⁾は、「学習にとっての地域とは、自然的な特色や社会的な特色などの地域性を一定の空間的な広がりのある区域であるとしながらも、地域の範囲は、課題によって異なっており、工業地域や農業地域のように産業によって分けられる地域もあれば、市町村のように行政的に分けられる地域、また、通勤圏などのように、関連性をもった範囲を地域とみることもある」としている。また、山西²³⁾は、「地域は多義的であり、

行政区や学区のように切り取られたある一定の社会的空間を指すことや、中央に対する地方、中心に対する周辺を指す場合もあり、学校と地域の連携という言葉に示されるように、学校を取り巻く個人や団体、伝承文化・文化遺産・環境資源などを総称的に指す場合にも使われている」としている。

表9. 学術上の「地域」の表記

	意味
広辞苑	土地の区域
岩波新書	区切られた土地
現代用語辞典	区切られたある範囲の土地
講談社	政治、経済、文化のうえで一定の特徴をもった空間の領域 国際関係において一定の独立した地位を持つ存在
建築大辞典	活動・機能・空間などの同質性、一体性によって範囲づけられた土地
彰国社	類義語として地区・区域・地帯などがある 社会経済面において、有機的に結びついた計画対象範囲のことで、一般に都市より広い範疇を指す 土地利用を合理的にするために一定の法的規制を受ける土地の範囲

表10. 地域の分類

地域	意味	例
均質地域 均等地域	ある特定の区域が同じような性質を持っている地域	京浜工業地域 九十九里浜
結節地域 統一地域	様々に異なった部分が中心的存在によって統一されている地域	甲府盆地 首都圏

学校教育では、地域性、地域の特色を出すというスローガンのもとで様々な取り組みが行われているが、地域の捉え方は様々であることが予想される。学校教育で均一に地域との関りをもたせていくのであれば、教育における「地域」を確立する必要がある。「地域」を確立するとは、その定義や共通にイメージされ得る地域をきちんとした形や数値で示すことである。

地域の定義を確立するとは、例えば、建築学の分野では、「地域」は都市計画法総則の第4条²⁴⁾において定義され、総則第8条²⁷⁾で具体的に示されている。しかし、学校教育では、学校教育法、教育基本法、学習指導要領の中で「地域」は定義されていない。

共通にイメージされ得る地域とは、例えば、日常生活機能を共有する圏域としての生活圏(経済圏²⁸⁾・通勤圏・通学圏)や、診療や通院の圏域としての保健医療圏^{注9)}など、一定のまとまりのある地域が考えられる。小・中学校の学習指導要領および解説をみると、地域との連携を推進する方針である「開かれた学校」を進めるにあたり、小・中・高校の原文では、以下のように明記されている。

小学校学習指導要領P. 6

開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間や幼稚園、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること。

中学校学習指導要領P. 6

開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、中学校間や小学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること。

高校学習指導要領P. 12

開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、高等学校間や中学校、盲学校、聾学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること。

家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流については、小・中・高校ともに同じ内容が明記されており、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めることが明記されている。学習指導要領には同じ内容が明記されているが、小・中学校では、比較的、全国共通に地域との連携が行われている。なぜならば、それは、小・中学校では、「地域」について、一定のイメージが持たれているからである。小・中学校で、イメージされている「地域」として、「通学圏」があげられる。小・中学校の「通学圏」は、徒歩またはバスにより無理なく通える距離という捉え方が定義されており²³⁾、全国どの小・中学校でも当てはめることが出来る。そのため、小・中学校では、比較的、全国均一に地域との連携や、人材、教材等の活用が行われていると考えられる。

高校においても、小・中学校と同じように通学圏を「地域」と捉えている学校は多いことが予想されるが、通学圏の設定が各都道府県により異なるため、各学校で、通学圏すなわち「地域」の捉え方が様々である²⁴⁾。近年では、高校の通学圏が弾力化される動きが見られ、廃止の方向を示している都道府県も見られる²⁵⁾。そのような中で、今後、高校教育で「地域」についての教育を充実させるためには、「地域」が具体的に示され、全国どこの高校においても、均一のイメージが持たれる必要がある。

5. 学校教育における地域学習

地域学習については、「地域を学ぶ」か「地域に学ぶか」の議論がある。今日、地域学習は地域を知り、地域に対する理解と愛情を持つという目的概念と、地域で社会の見方、考え方、人との出会い方を学ぶという方法概念の両者の統合概念として取扱われている²⁶⁾。地域学習は、かつては、郷土学習と言われていたが、「郷土」とは、その範囲が固定化し、偏狭な郷土観に陥るといことから「身近な地域」という用語が用いられるようになった²⁷⁾。

地域という概念が学習指導要領で重視されるようになったのは、1968年の改訂である。学校教育では、地域学習は、社会科が中心的な役割を担っているが、翌年に出された「小学校指導書社会編」では、先にあげた「均質地域」、「結節地域」という2つの地域の概念の他に、「形式地域」も新たに加えられて3つに分類されている。「形式地域」とは、都道府県、市町村などを1つの地域と考える場

合の「地域」のことである。地理学の領域では形式地域はほとんど問題にされないが、小学校の社会科においては、一例として、政治的な内容の単元に不可欠であり、市町村や都道府県の地域区分が重要な視点となっている。

また、1989年の改訂で新設された生活科も地域学習が重視されている。3学年以上の社会科が市町村レベルでの学習を前提にしているのに対して、生活科では基本的に学区レベルでの地域学習を行うことになっている。学区とは、公立学校の設置単位を意味し、特定の学校に就学する児童・生徒の住所の範囲を示す通学区の意味で用いられることもある²⁸⁾。社会科の場合、各市町村単位で副読本などが作成されているが、そこには、あくまでも市町村レベルでの学習内容が網羅されている。したがって、同じ市町村の場合は、どの学校も基本的に同じ学習が展開されている。しかし、生活科では、学習が基本的に学区レベルで行われており、個性的な学習活動が展開されている。

III. まとめと考察

近年では、地域社会が多様化し、防犯や防災に向けた対策、高齢者への介護および福祉、少年の健全な育成、身のまわりの環境保全等、地域の人々が中心になって取り組む課題は多く見られる。これらの課題に向けて、住む人が主体となって解決しながら理解を深めていく必要があり、住む人の地域への意識や関心を高めていくことが必要である。そのためのきっかけを作る場として学校教育は大変有効である。しかし、学校と地域の連携を構築していくためには、課題もみられる。「地域」という言葉が学習指導要領に記載されるようになって、60年になる。昔と現代とを比べると、学校教育を取り巻く状況や社会的な背景は大きく変化した。

従来、学校は、地域のコミュニティ形成に重要な役割を果たし、子供たちの遊びや教育の場にもなっていた。しかし、近年では、学校教育現場での凶悪な事件等²⁹⁾により、学校に監視カメラの設置、部外者の立ち入りを禁止する傾向が強まった。安全性の観点からは、それまでの地域に「開かれた学校」から、安全対策重視の「閉ざされた学校」に方針転換されたように伺える。しかし、文部科学省は、地域に「開かれた学校づくり」という考え方と相反するものではないという見解を示している²⁹⁾。交通網の発達などから地域をイメージする範囲やの捉え方も昔と違うことが予想される。各学校の実態や地域の特性をいかした連携を進めることは重要であるが、その前提として、現在の学校教育で連携する、または、扱う「地域」とは何かということを具体的に示すべきである。

2006年、日本各地の高校で必修科目の履修漏れが発覚した³¹⁾。これら履修不足の問題の背景には、学習指導要領の記載内容の解釈が、正確に捉えられていないことがあげられる。学校と地域の連携に関しても、学習指導要領や方針の中で、地域との関わりは重要視されているが、「地域」というものをどのように捉え、扱っていけばよいのかが示されておらず、連携の仕方は各学校に委ねられているため、関係が密なところとそうでないところの差があることが予想される。

我々の関連する家庭科教育においては、高校家庭科の学習指導要領の目標の中に地域を意識した

一文が加えられた。その目標達成に向けて、今後、家庭科で捉える地域を明確にし、地域に関連した授業内容の充実を目指し、具体的な教材の開発を行なっていきたい。

謝辞

本報を作成するにあたり、ご助言をいただきました京都府立大学名誉教授町田玲子先生に深く感謝いたします。

注

- 注1) 生活者とは、「個々の日常生活の基盤、行動の範囲、他者との共的領域にある生活圏で生活する個人（天野正子：“生活者とはだれか”中公新書より）」としている。
- 注2) 内閣府が行なった調査「ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」では、地域活動に参加している者は、活動を通じて様々な年齢層、世代や職業が異なる人、これまでつきあいがなかった人などと新たな交流がもたらされたと感じる人が多く、地域の活動から人と人とのつながりが得られていると報告されている。
- 注3) 国土交通省が行なった「都市住民意識調査」では、地域に対する誇りと地域の活動への参加の関係は、地域活動に積極的なものは地域に誇りをもっていると報告されており、地域との関わりと意識の関係が示されている。
- 注4) 地域の新たな教育課題に対応するため、子どもと大人の週末や、平日の自由時間における生活・体験活動等の実態、完全学校週5日制や体験活動等に対する意識を把握し、地域で子どもを育てるための環境の充実に向けた指針を得ようとするために行われた調査である。調査時期は平成13年度であり、調査対象としては、全国の公立小学校3年生・5年生、公立中学校2年生、公立高校2年生、及び、0歳以上80歳未満（平成13年9月1日現在で）の日本人男女個人に行われた。
- 注5) 事実教授とは、生活科のモデルの1つとなった教科である。基礎学校（日本の小学4年生までにあたる）の1年生から4年生まで学ぶ教科。教科の特性としては、子どもたちが現実の生活の中で直面する様々な事実、現象や問題を自分で考え、解決する過程で経験を積み重ね、個人生活や社会生活に不可欠な能力・技能・態度を形成し科学的認識や合理的思考力を総合的に高めていくことをねらった総合教科である。
- 注6) 都市計画法：総則 第4条原文：この法律において「地域地区」とは、第8条第1項各号に掲げる地域、地区又は街区をいう。
- 注7) 都市計画法：総則 第8条原文：地域地区については、次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。①第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域、②特別用途地区、特定用途制限地域、高層住居誘導地区、③高度地区又は高度利用地区、④特定街区、都市再生特別地区、⑤防火地域又は準防火地域、⑥美観地区、⑦風致地区、⑧駐車場整備地区、⑨臨港地区、⑩歴史的風土特別保存地区、⑪緑地保全地区、⑫流通業務地区、⑬生産緑地地区、⑭伝統的建造物群保存地区、⑮航空機騒音障害防止地区又は航空機騒音障害防止特別地区、それぞれを説明し、どのように扱うか法律で規程している。
- 注8) 経済圏とは、東京を中心とする首都圏、大阪を中心とする近畿圏のように経済の結びつきが強い地域の総称を言う。
- 注9) 保健医療圏とは、地域における基本的な保健医療体制の整備から、全県的な高度・専門医療の確保まで、それぞれに必要なとされる機能の效果的・効率的な整備促進と医療資源の有効活用を図るため、①市町を単位とする「一次保健医療圏」、②保健医療の基本的単位としての「二次保健医療圏（医療法第30条の3第2項第1号）」、③全県を単位とする「三次保健医療圏（医療法第30条の3第2項第2号）」の「圏域」が設定されている。
- 注10) 小学校では半径500m（徒歩10～15分）、中学校では半径1km（15～30分）が適正な範囲とされている。
- 注11) 1999年12月、京都市伏見区の日野小学校に男性が侵入し、小学2年生の男児が殺害される事件が発生した。2000年12月には、京都府宇治市立宇治小学校に男性が乱入し、男児2人が負傷した事件が発生した。また、2001年6月には、大阪教育大学附属池田小学校に侵入した男性が、児童8名を殺害し、児童13名・教諭2名に

傷害を負わせた。自治体は、子供110番、学校安全対策委員会など様々な対策を試みている。多くの学校がそれまで日中開放していた門扉を登下校時以外は閉ざし、部外者の立ち入りを厳しく警戒するようになった。

注12) 履修漏れがあったのは熊本県を除く46都道府県であわせて540校である（これは全高校の10%にあたる）。履修不足で卒業できないおそれのある生徒は8万人を超えている。履修漏れがあったのは、いわゆる大学受験には必要ないとされる教科：芸術・家庭科・情報・保健、また、理系学科を受験するのに1教科しか必要のない社会科（世界史・日本史・地理・政経・倫理）や総合理科である。

参考文献

- 1) 内閣府：平成16年版国民生活白書一人とのつながりが変える暮らしと地域一、p.153, 2005
- 2) 内閣府：「ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」、2002
- 3) 国土交通省：「都市住民意識調査」、2003
- 4) 内閣府：「国民生活選好度調査」、2004
- 5) 子どもの体験活動研究会：平成13年度地域の教育力の充実に向けた実態・意識調査、2002
- 6) 5)と同じ
- 7) 内閣府：第2回青少年の生活と意識に関する基本調査,2002
- 8) 文部科学省：臨時教育審議会の第3次答申,1987
- 9) 文部科学省：中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」、1996
- 10) 文部科学省：中央教育審議会第3次答申「今後の地方教育行政の在り方」、1998
- 11) 文部科学省：高等学校学習指導要領,pp.1-2,1999
- 12) 日本家庭科教育学会新カリキュラム研究員会：家庭科カリキュラム研究－カリキュラム開発の視点と構想－,p.27,2001
- 13) 12)と同じ
- 14) 日本家庭科教育学会新カリキュラム研究員会：家庭科カリキュラム研究－カリキュラム開発の視点と構想－,p.28,2001
- 15) 日本家庭科教育学会新カリキュラム研究員会：家庭科カリキュラム研究－カリキュラム開発の視点と構想－,p.29,2001
- 16) 日本家庭科教育学会新カリキュラム研究員会：家庭科カリキュラム研究－カリキュラム開発の視点と構想－,p.30,2001
- 17) 国立教育研究所：学校と地域社会との連携に関する国際比較研究 最終報告書,1999
- 18) OECD教育革新センター：学校と企業：新しい連携,1992
- 19) 天野正治：「ノルトライン・ヴェストファーレン州文部大臣：ノルトライン・ヴェストファーレンの基礎学校に関する基準と教授プラン 事実教授 1985年第1版」『中間資料集（ ）』, pp.274-284,1995
- 20) OECD Under One Roof：The Integration of Schools and Community Services in OECD: Countries, Paris ,pp.26-28,1998
- 21) 浮田典良：最新地理学用語辞典,p.177,2004
- 22) 教育科学研究会編集：教育12,pp.88-93,国土社,2004
- 23) 文部科学省教育課編集：中等教育資料11,pp.14-16,2005
- 24) 黒光貴峰、町田玲子：「高等学校における地域との連携に関する基礎的要件－地域に関する学校の見解と教育的地域の取り扱い方－」日本建築学会計画系論文集：第606号, pp.145-152,2006.8
- 25) 黒光貴峰、町田玲子：「都道府県別にみた高等学校における地域に対する見解と周辺地域との関わり」日本家政学会誌：Vol.57.No.10,pp.703-711,2006
- 26) 教育出版：新版学校教育辞典,p.505,2003
- 27) きょうせい：現代学校教育大事典5,p.2,2002
- 28) 酒川茂：地域社会における学校の拠点性,p.20,2004
- 29) 文部科学省：学校安全のための方策の再点検等について 一安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム第一次報告一、2005